

平成二十五年十一月十九日受領  
答 弁 第 六 四 号

内閣衆質一八五第六四号

平成二十五年十一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出竹島問題解決に向けた政府部内の整備に対する安倍晋三内閣の取り組み等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出竹島問題解決に向けた政府部内の整備に対する安倍晋三内閣の取り組み等に関する質問に対する答弁書

一について

北方領土問題と竹島問題についての政府の取組については、それぞれの領土問題をめぐる経緯及び状況等が異なることから、これらを単純に比較することは困難である。

二について

領土・主権対策企画調整室は、我が国の領土・主権に関する国民世論の啓発等に係る企画及び立案並びに総合調整を行うために設置したものである。

三について

領土・主権対策企画調整室は、これまで、海洋政策・領土問題担当大臣の下に開催する「領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会」の庶務を処理するとともに、当該懇談会の報告書（平成二十五年七月二日）を踏まえ、関係府省との連携の下、領土・主権に関する我が国の立場及び考え方についての国内外における正確な理解の浸透に資する取組を進めてきたところである。

## 四について

現在、お尋ねの大臣、部署は置かれていないが、政府としては、引き続き、竹島問題に関する我が国の立場を主張し、同問題の平和的解決を図る上で、有効な方策を不断に検討していく考えである。